

小委員会交渉「事業所の統合・再編に伴う職員の配置換え基準について(通勤手当)」(2/16)

## 事業所の統合・再編に伴う通勤手当の取扱いについて

当局の考え方方が示される

### ◆事務・技術職は

実費負担部分の支給

### ◆係長級・技能職は

1ヶ月分の定期代支給

組合は昨年12月18日に当局より提案された「事業所の統合・再編に伴う職員の配置換え基準について」に関する事項として課題となっている通勤手当の取扱いについての小委員会交渉を2月16日に行った。

今回の事業所の統合・再編の実施が5月2日と決定され、1日時点での勤務地による通勤手当の支給が原則なっている事から生まれる課題や多くの職員が4月の人事異動後に、再度勤務地変更を強いられ、その上、短期間で交通費の清算行為を行わなければならない煩わしさなどが問題となっていた。

交渉の冒頭で、当局より組合からの実態に見合った取り扱いの要求に対しての回答として、①5月2日からの統合・再編に向けた準備のため、職員の勤務場所を5月1日に変更する、②4月に通勤手当を支給される者で、統合・再編により、5月1日に勤務場所が変更となることが明らかな場合は、4月分の通勤手当については、1ヶ月分の定期代を支給する。(係長級・技能職)、③4月中旬に異動で勤務場所が変更となり、再度5月1日に勤務場所が変更となることが明らかな場合は、4月の異動後月末までの間、異動前の認定経路から外れる部分について、実費負担部分を支給する。(事務・技術職)の3項目の考え方方が示された。

組合は、局のこの提案に対して「概ね課題の解決は図れるものとの考える」と態度を表明した上で、細部の確認作業に入った。特に、事務・技術職に適用される実費負担の経路の考え方や4月中の新所属からの出張旅費の取扱い、実費負担の請求手続きの手法などを協議、最終的に持ち帰り、内部協議を行った上で回答をするとした。

組合としては、この局の考え方で妥結する方向で、最終調整をはかる事とする。

(次頁に続く)

## 事業所統合・再編に伴う通勤手当について

事業所統合・再編に伴い、平成28年5月2日の異動により勤務場所が変更となる場合及び平成28年4月の異動で勤務場所の変更があり、再度5月の統合・再編時の異動に伴い通勤場所を変更することとなる場合の通勤手当の考え方については、次のとおり取り扱うこととしてまいりたい。

### 記

- 1 5月2日からの統合・再編に向けた準備のため、職員の勤務場所を5月1日に変更する。  
(5月の通勤手当については、水道センター（仮称）までの通勤手当を支給)
- 2 4月に通勤手当を支給される者で、統合・再編により、5月1日に勤務場所が変更となることが明らかな場合は、4月分の通勤手当については、1ヶ月分の定期代を支給する。（係長級・技能職）
- 3 4月中旬に異動で勤務場所が変更となり、再度5月1日に勤務場所が変更となることが明らかな場合は、4月の異動後月末までの間、異動前の認定経路から外れる部分について、実費負担部分を支給する。（事務・技術職）

### 【具体的なイメージ】

#### ○ 4月1日及び5月2日に異動した場合（係長級・技能職員）

- ・3月までの経路 … 経路A
- ・4月1日から5月1日までの経路 … 経路B
- ・5月2日以降の経路 … 経路C

(現行)

月	～3月	4月	5月	6月～
実際の経路	経路A	経路B		経路C
通勤手当	経路A		経路B	経路C



(提案内容)

月	～3月	4月	5月	6月～
実際の経路	経路A	経路B		経路C
通勤手当	経路A	経路B		経路C

#### ○ 4月中旬異動及び5月2日に異動した場合（事務・技術職員）

- ・4月中旬の異動までの経路 … 経路A
- ・4月中旬の異動日から5月1日までの経路 … 経路B
- ・5月2日以降の経路 … 経路C

(現行)

月	～3月	4月	5月	6月～
実際の経路	経路A	経路B		経路C
通勤手当	経路A		経路B	経路C



(提案内容)

月	～3月	4月	5月	6月～
実際の経路	経路A	経路B		経路C
通勤手当	経路A			経路C

経路Aから外れた部分  
について実費分を支給

## 【交渉要旨】

### (当 局)

- ただ今から「事業所の統合・再編に伴う職員の配置換え基準について」の小委員会交渉を始める。
- この件については、平成27年12月18日に提案させていただき、この間、営業部門、工事センター部門それぞれで小委員会交渉を開催し、協議を行ってまいりました。

その際、共通の課題として、労働組合側からは、実態にあった通勤手当となるように検討できないかと再三にわたり強いご要望があったところでございます。

当局といたしましては、これまでの協議内容を踏まえ、事業所の統合・再編にあたっては、統合・再編が5月の2日であることや、4月の異動後、約1か月後に再度、勤務場所が変わってしまう職員がいることなどを考慮し、事業所の統合・再編に伴う通勤手当の考え方について検討してまいりたので、本日、この場を開催させていただき回答させていただくものである。

早速ではあるが、内容を説明させていただく。

(資料説明 当局)

### (当 局)

- 説明は以上である。労働組合からのご意見を伺いたい。

### (労働組合)

- ただ今、先の小委員会交渉で組合から求めていた「事業所の統合・再編に伴う通勤定期の取り扱い」についての当局の考え方を聞かせて頂いた。
- 項目1については5月の通勤定期の取り扱い、項目2と3については4月の通勤定期の基本的な考え方が示されたもので、組合から求めていた大きな機構改革である「事業所の統合・再編」に伴う、職員の勤務労働条件としての通勤手当の取り扱いで、現行の制度上の運用と実態に乖離が発生し、不具合が発生すると思われる点は概ね解消されているのではないかと考えているが、その上で、もう少し詳細な点を説明頂き、確認を行いたいと考える。
- まず、項目1に関わり、5月1日に勤務地を変更するということだが、仮に5月1日に変更前の勤務地に出勤した場合はどうなるのか。

### (当 局)

- 5月1日時点で新勤務地へ変更するので、仮に5月1日に変更前の勤務地へ出勤する場合は、市内出張扱いとします。

#### (労働組合)

- 次に、項目2に関わり、技能職・係長級については、これまで、4月1日の異動であったので大半の方が4月に通勤手当を支給されていると考えるが、今回4月1日に異動がない職員で、5月に事業所の統合・再編に伴う勤務地替えが予定されている職員の取扱いはどの様に対応されるのか？

#### (当 局)

- 現行規定上、1日時点では翌月以降の勤務地変更が明らかな場合に限り、ひと月を最小単位として定期代を支給することができます。したがって、事務・技術職では、4月中旬に異動するかどうかが、4月1日時点では不明なため、このような取り扱いはできませんが、技能職及び係長級の場合、4月1日に本人の異動があるかないかに関わらず、4月1日時点で1か月後に勤務場所が変更となることが分かることとなるため、4月に通勤手当を支給している職員については全員、1か月分の定期代を支給することとなる。

#### (労働組合)

- 次に、項目3に関わり、事務・技術については、実費の弁償ということだが、年休などで実際に勤務していない日はどうなるのか？

#### (当 局)

- 4月分の通勤手当としては、旧経路までであるが既に支給している状況であるので、あくまで実際にかかった部分の支給とさせていただく。したがって、年休などで実際に勤務していない日は支給対象とはしない。

#### (労働組合)

- 事務・技術については、4月中旬の異動後、4月に実際に認定されている経路から外れた部分を実費弁償するということだが、事務手続き的にはどのように行うのか？

#### (当 局)

- まず、確認ですが、今回の措置は、事務・技術職であっても4月の異動後、5月に勤務場所が変わらない場合（工事センターの本所や田辺営業所、今里分室へ異動した場合）には適用はありません。原則どおり6カ月の定期代を4月に支給します。

今回の特例の対象である、4月中旬に異動後、再度5月1日に勤務地を変更する場合に該当する場合は、4月の異動後、旧所属までの経路から外れて新所属までにかかった運賃について、本人に申請してもらい計算を行いたいと考えている。事務手続き上4月末を締めとして、本人から書類を提出してもらい手続きを進めていくことになるため、翌6月分の給与支給の際にその差額分は支給していきたいと考えている。

#### (労働組合)

- 事務・技術について新所属までの経路はどのように認定するのか。4月からは経路認定の方法が変わっており、最安経路の2割までは認定されるようになると思うが、その考え方で認定するのか。

#### (当 局)

- まず、新たな認定基準で4月中旬以降の新所属までの経路を認定します。それと、4月中旬の異動前までの認定経路とを比較して、経路を外れている部分を支給することとしたいと考えています。

また、通勤手当は、認定した経路で支給するものですので、仮に認定経路と届出経路が異なる場合であっても、認定経路どうしを比較することとなります。

### (労働組合)

- 認定経路どうしの比較と言われたと思うが、大方の事務・技術職員はこれまでの異動時期から、5月に定期の切り替えとなる方が多いと考えるが、すると4月は6ヶ月定期支給の最終となり、旧認定のまでの通勤経路となり、実際の所持している定期券は、局の通勤手当の認定経路ではなく、現実的な通勤経路の方もおられると考えるが、その場合も認定経路どうしの比較とするのか？

### (当 局)

- 本人が認定経路と異なって、届けている経路があれば、そちらとの比較ができないかとのご質問かと思われます。

当局としましては、既に支給している手当との重複はできないと考えています。通勤手当は認定経路に基づき支給しているものですので、実際に本人が別の定期をお持ちであったとしても、あくまでも、比較は認定経路どうしで行わなければならないと考えています。

### (労働組合)

- 実費負担については理解したが、その逆の行為はないと考えて良いのか？

### (当 局)

- 定期券については、どの鉄道会社も1か月単位でしか精算ができないため、現行1か月に満たない額を戻入してもらうことはできないと考えていますので、差額を戻入してもらうことはありません。

ただし、バス会社によっては、定期を日割りで精算を行う会社もあり、その場合、（職員が手当を二重に支給されているとの疑念を抱かれないためにも、）全経路のうちバス路線については、後日の通勤手当の支給の際に差し引きさせていただかないといけないと考えている。

具体には、実際に所持している定期券の期間に関わらず、通勤手当の支給単位期間の初日から末日まで、例えば11月に6箇月分の通勤手当を支給されている場合であれば11月1日から4月30日までの期間の定期券の運賃又は料金の払い戻しを、異動日の前日にしたものとして得られる額を差し引くこととなります。

自宅から最寄り駅までバスを利用している場合は、勤務地が変わってもそのバス路線は継続して利用される方が多いと思うので、その場合には、精算もないが、考えられるケースとして多いのは、豊野に勤務している事務・技術職が工事センターや営業所に4月の中旬に異動したケースなどがあると思われる。バスを利用している職員には、速やかに定期を精算していただくように、丁寧に周知は行いたいと考えている。

なお、精算の時期については、さきの実費弁償分は本人からの申請に基づいて追給するため、手続き上6月に追給させていただきたいが、こちらは5月の通勤手当支給時に精算が可能なので、5月の精算となります。

### (労働組合)

- 事務・技術について、4月中旬以降の新所属から出張する場合について、出張旅費の考え方はどうなるのか。

### (当 局)

- 4月中旬以前の旧所属までの認定経路の部分については、既に手当を支給しているため、そこに重なる部分の出張旅費は支給しません。新経路については、定期券を買えない前提であるので、市内出張で実費がかかった分については、支給します。

### (労働組合)

- 南部については工事が遅れている。現時点で聞いているスケジュールだと、営業部門については、5月2日時点での今里営業所が田辺営業所に移転し、新築棟の完成次第、田辺営業所の敷地内での移転となるので、5月2日以降の勤務場所の変更はないと思うが間違いないか。

いっぽう、工事部門については、5月2日時点では、本所はそのまま、田辺分室は本所へ合流、今里分室は今里営業所内にそのまま残ると思われる。

その後、来年1月に田辺営業所の敷地内への移転となると思うが、1月の移転が同じように1日でなければ、今回と同じ取扱いとなるのか。

#### (当 局)

- 営業部門については、5月以降の勤務地変更はない。

工事部門については、この4月、5月に勤務地が変わる職員と同じと考えている。例えば、1月10日に移転があったとしても、実際には10日からの庁舎一本化の準備等を考慮して、1日時点で勤務場所は新勤務地である南部水道センターにしておく。

また、4月の技能職や係長級の職員と同じように、1日時点で、翌月以降に勤務場所の変更が明らか場合は、6カ月定期代ではなく、1月単位で支払うことが可能であるので、例えば、12月が通勤手当の支給月にあたっている職員についても、12月1日時点で1月の移転が確定していれば、1月分の定期代を支給する。

同様に11月に支給月があたっている職員で11月1日時点で1月の移転が確定していれば、2月分の支給とする。

いつ移転が確定したと言えるかは、局内に周知した時点や外部に公表した時点になると考えている。

#### (労働組合)

- サテライトの最寄り駅の考え方を確認したい。

#### (当 局)

- 西部、南部はそれぞれ今の粉浜と上本町営業所を予定しているため現状と変わりませんが、新たな通勤場所として、東部サテライトはもと鶴見サービスステーション（鶴見区役所内）、北部サテライトは福島区野田の民間ビルを予定しています。

1キロ圏内にある最寄り駅は、東部サテライトについては、鶴見緑地線の横堤駅のみ、北部サテライトについては、JR野田駅、千日前線の玉川駅になります。

なお、北部サテライトまでは野田駅、玉川駅ともに同じくらいの距離になります。

#### (労働組合)

- 本日は、事業所の統合・再編にかかる通勤手当の考え方を確認させていただいた。本日の協議を踏まえ、労働組合としても、一旦持ち帰り、内部協議を行い最終的な回答をしてまいりたいと考えているのでよろしくお願ひする。

#### (当 局)

- 労働組合としては、本日の内容で一旦持ち帰り、内部協議いただくということでよろしくお願ひしたい。本日の内容は、これまでの協議内容を踏まえ、こちらとしても最大限の回答を行ったところであるので何卒よろしくお願ひします。
- 本日の交渉はこれで終了する。